

「(仮称) 福井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例」(案)の概要について

教育委員会事務局学校教育課

1. 放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、平成9年の児童福祉法の改正により法律に位置づけられた。本市では児童館や小学校の余裕教室、その他市有施設(旧公民館等)などを活用して実施している。

2. 児童福祉法の改正

児童福祉法の改正により、事業の対象範囲が小学6年生までと明確化された(あくまで事業の対象範囲を示すものであり、個々の学童保育において6年生までの受入れを義務化したものではない)ほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国で定める基準(厚生労働省令)を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとされた。

3. 基準条例の制定にあたって

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の省令は、平成26年4月30日付けで公布された。

基準条例制定にあたっては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い定める必要がある。

(児童福祉法第34条の8の2第2項)

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌(比べあわせ、良い方をとること。)した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

4. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

5. 基準条例制定にかかる基本的な考え方

基本的には、国基準を福井市の基準としつつ、現に運営している本市学童保育の状況を鑑み、一部の基準について項目を新設または追記することとしたい。

項目	国の基準（厚生労働省令より一部抜粋）	本市の基準（案）
最低基準の目的（参酌）	第2条 児童福祉法第34条8の2第1項の規定により市町村が条例で定める基準（以下、「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	国基準を本市の基準とする
最低基準の向上（参酌）	第3条 市町村は、その管理に属する児童福祉法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行うもの（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。 2 市町村は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。	国基準を本市の基準とする
最低基準と放課後児童健全育成事業者（参酌）	第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて設備を有し、又は運営している放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	国基準を本市の基準とする
放課後児童健全育成事業の一般原則（参酌）	第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 4 放課後児童健全育成事業者は、運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	（国基準を基本とし、独自基準「暴力団の排除」の新設を検討） 事業者は、暴力団員等であつてはならない旨を定める。

放課後児童健全育成事業者と非常災害対策（参酌）	<p>第 6 条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。</p>	国基準を本市の基準とする
職員の一般的要件（参酌）	<p>第 7 条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>	国基準を本市の基準とする
職員の知識及び技能の向上等（参酌）	<p>第 8 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	国基準を本市の基準とする
設備の基準（参酌）	<p>第 9 条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上でなければならない。</p> <p>3 専用区画並びに第 1 項に規定する設備及び備品等（「専用区画等」という。）は、開所時間を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	<p>（国基準を基本とし、下線部の字句の追加を検討）</p> <p>2 （中略）おおむね 1.65 m²以上でなければならない。<u>ただし、児童館等において、利用者とそれ以外の児童が活動で使用する共用の区画については、専用区画として取り扱うことができるものとする。</u></p>
<p>職員（従うべき基準）</p> <p>ただし、第 4 項のみ参酌すべき基準</p>	<p>第 10 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かななければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、うち 1 人は補助員（放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>一 保育士</p> <p>二 社会福祉士</p> <p>三 高等学校等の卒業生で、2 年以上児童福祉事業に従事したものの。</p> <p>四 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教諭となる資格を有する者</p>	国基準を本市の基準とする

	<p>五 大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六 大学で、社会福祉学、心理学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、大学院への入学が認められた者</p> <p>七 大学院で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究か又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 外国の大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>九 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</p>	
	<p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>	<p>(国基準を基本とし、下線部の字句の追加を検討)</p> <p><u>児童数がおおむね40人を超える放課後児童健全育成事業所については、複数に分割して運営することや、分割して運営する方法に依り難い場合には、複数の支援の単位に分けて対応するよう努めるものとする。</u></p>
	<p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>国基準を本市の基準とする</p>
利用者を平等に取り扱う原則(参酌)	<p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>国基準を本市の基準とする</p>
虐待等の禁止(参酌)	<p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>国基準を本市の基準とする</p>
衛生管理等(参酌)	<p>第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない</p>	<p>国基準を本市の基準とする</p>

	<p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	
<p>運営規定 (参酌)</p>	<p>第 14 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 開所している日及び時間</p> <p>四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</p> <p>五 利用定員</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 事業の利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>国基準を本市の基準とする</p>
<p>事業者が備える帳簿 (参酌)</p>	<p>第 15 条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。</p>	<p>国基準を本市の基準とする</p>
<p>秘密保持等 (参酌)</p>	<p>第 16 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由が無く、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>国基準を本市の基準とする</p>
<p>苦情への対応 (参酌)</p>	<p>第 17 条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に対し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をしなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできるだけ協力をしなければならない。</p>	<p>国基準を本市の基準とする</p>

開所時間及び日数（参酌）	<p>第 18 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p>	国基準を本市の基準とする	
保護者との連絡（参酌）	<p>第 19 条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	国基準を本市の基準とする	
関係機関との連携（参酌）	<p>第 20 条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>	（国基準を基本とし、近隣の医療機関との連携についての項目の新設を検討）	
附則	施行期日	<p>第 1 条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。</p>	国基準を本市の基準とする
	経過措置	<p>第 2 条 この省令の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了した者」とあるのは「修了したもの（平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	国基準を本市の基準とする

○新設または追記する理由について

項目	理由等
暴力団排除 (新設)	暴力団等の参入・影響を排除し、児童及び保護者が安心して利用できる環境を整備するため。
設備の基準 (追記)	<p>児童館では、施設内に学童保育専用の区画（児童クラブ室）を設けているが、専用区画の面積に児童1人あたり1.65㎡の基準を適用した場合、ほとんどの館が基準を下回ることとなり、受入れできない児童の数が増大することとなる。</p> <p>児童館で実施している学童保育では、利用する児童とそれ以外の児童が、共に生活の時間を過ごす場合もあり、児童の健全育成上も望ましい。(※1)</p> <p>このことから、本市児童館内の学童専用室以外の活動に使用する区画（事務室、便所等を除く）について、専用区画として取扱い可能としたい。</p>
支援の単位 (追記)	<p>40人超の定員を設定している児童クラブは全57カ所中24カ所。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40人の定員設定で、弾力的に定員を超過して受け入れる場合は「おおむね40人」の範囲とする。 ・50人以上で定員設定をしている場合、例えば学年で集団を2つに分けるなどして対応する。(※2)
医療機関との連携 (新設)	児童の安心・安全を図るため、緊急時に速やかな対応が取れるよう項目を追加したい。

(※1) 平成25年度中に国が設置した「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」で検討した内容について、「報告書」として取りまとめられた。

その中で、児童館、放課後子ども教室などで、放課後児童クラブの児童とそれ以外の児童が同じ部屋で過ごす場合について、上記の表、設備の基準の中の下線部と同様の記載があり、各クラブの実情に応じた運用も可能とすることなどの取扱いについて記載されている。

(※2) 条例で追記する内容は、「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 報告書」で取りまとめられた、「児童の集団の規模」の考え方に沿ったものとしている。